

羽咋市PRキャラクター作成業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

羽咋市PRキャラクター作成業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、羽咋市の関係人口をサブカルチャーの観点から新たに創出するため、本市の歴史、伝統、文化、観光資源等を擬人化したキャラクターを制作し、若年層や外国人をはじめ、これまで本市との接点が少なかった層に向けた本市の新たなPRコンテンツとして活用することで、羽咋市の認知度及び関心の向上を図ることを目的とする。

なお、本業務において制作したキャラクター及びこれを活用したイラスト等については、市広報誌、市公式ウェブサイト、市が運用するSNS その他各種広報媒体等での活用を想定している。

3 業務内容

受注者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) キャラクターの企画・設定

- ア. 羽咋市の歴史、伝統、文化、観光資源等について調査・整理し、これらを題材として擬人化したキャラクター3体以上（1体は、女性）を企画すること。
- イ. 各キャラクターについて、次に掲げる事項を設定すること。

- ①名称
- ②モチーフ及びコンセプト
- ③性格及び特徴
- ④背景設定
- ⑤キャラクターの相互の関係性及びストーリー
- ⑥その他キャラクターを構成するために必要な事項

- ウ. キャラクターの設定については、受注者の提案を基に、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(2) キャラクターデザイン及びイラストの制作

- ア. (1)により決定した設定に基づき、キャラクター3体以上のデザインを制作すること。

- イ. キャラクターデザインの決定後、1体につき次に掲げるイラストを制作すること。

①基本立ち絵 1種類

キャラクターの全身及び基本となる衣装、意匠等が確認できるものとする。

②活用イラスト 6種類以上

キャラクターの表情、ポーズ、衣装、構図等に変化を持たせ、市広報誌、チラシ、市公式ウェブサイト、SNS その他各種広報媒体等で活用できるものとする。活用イラストには、本市が行う健康、福祉、観光、産業、イベントそ

の他各種施策及び情報発信に幅広く活用できるもの並びに本市の歴史、伝統、文化、観光資源等の魅力を表現するものを含むこと。具体的な内容については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

③SD（デフォルメ）イラスト 4種類以上

キャラクターデザインを基に、等身を低くデフォルメしたものとする。具体的な表情、ポーズ等については、各種広報媒体等での活用を考慮し、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(3) デザイン上の留意事項

- ア. 本市の歴史、伝統、文化、観光資源等、本市の認知度及び関心の向上につながる要素を取り入れ、それぞれのキャラクターが個別のモチーフを有すること。
- イ. アニメ・漫画等のサブカルチャーに親和性の高い2次元の全身キャラクターデザインとすること。
- ウ. サブカルチャーの観点から新たな関係人口の創出につながるよう、若年層や外国人をはじめとする層から親しみや関心を持たれるデザインとすること。
- エ. キャラクターについて、個別での使用及びキャラクターを集合させた使用の双方が可能なデザインとすること。
- オ. 市広報誌、チラシ、市公式ウェブサイト、SNS 等、様々な媒体での使用を想定したデザインとすること。
- カ. 公序良俗に反しないデザインとすること。
- キ. 制作するキャラクターデザイン及びイラストは未発表かつ未公開のものとし、第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害しないものとする。
- ク. ラフ画及びデザイン制作に当たり、生成 AI を使用しないこと。
- ケ. その他キャラクターの設定及びデザインの詳細については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(4) 独自提案

受注者は、本業務の目的を達成するため、本仕様書に定める内容に加え、委託料の範囲内において実施可能な取組について、独自の提案を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 委託料上限額

委託料上限額は 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、本業務の実施及び成果物の納品に必要な一切の経費を含むものとする。

6 成果物の納品

受注者は、本業務により制作した次に掲げる成果物を、電子データにより納品するものとする。

(1) キャラクター設定資料 一式

キャラクターについて、名称、モチーフ及びコンセプト、性格及び特徴、背景設定、キャラクター相互の関係性及びストーリー、デザインの意図その他キャラクターの設定及びデザインに関する事項を記載した資料を納品すること。

(2) キャラクターデザイン及びイラストデータ 一式

次に掲げるキャラクターデザイン及びイラストの電子データを納品すること。

- ① キャラクターデザイン 3 体以上
- ② 基本立ち絵 各キャラクター1 種類
- ③ 活用イラスト 各キャラクター6 種類以上
- ④ SD（デフォルメ）イラスト 各キャラクター4 種類以上
- ⑤ その他、独自提案により制作したイラスト等

(3) キャラクターデザインガイド 一式

キャラクターの適正かつ統一的な使用を図るため、各キャラクターの基本デザイン、指定色、色彩に関する情報、使用上の注意事項、デザインの変更及び加工に関する事項その他キャラクターデザインを使用する上で必要となる事項を整理したキャラクターデザインガイドを作成し、納品すること。

記載内容の詳細については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(4) データ形式等

(2) のキャラクターデザイン及びイラストについては、次に掲げるデータを納品すること。

① 編集可能な制作データ

Adobe Photoshop 形式（PSD）又は Adobe Illustrator 形式（AI）のいずれかの形式で納品すること。

PSD 形式の場合は、レイヤーを統合せず、可能な限り制作時のレイヤー構造を保持した状態で納品すること。

AI 形式の場合は、編集可能なデータに加え、アウトライン化済みのデータを納品すること。

② PNG データ

背景を透過した PNG 形式のデータを納品すること。

③ 印刷用途に使用可能な高解像度データ

印刷物等への使用を考慮し、原則として A3 サイズで 350dpi 以上の出力に対応できる解像度を有するデータとすること。

カラーモードその他納品データの詳細については、制作方法及び使用用途を踏まえ、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(5) その他

本業務の実施に当たり作成した資料、データその他発注者が必要と認める成果物については、発注者と受注者が協議の上、納品するものとする。

7 業務の実施に関する事項

(1) 実施体制

受注者は、本業務を円滑かつ適正に実施するため、業務全体を統括する責任者を定め、必要な人員及び制作体制を確保すること。

また、本業務における各担当者の役割を明確にし、発注者との連絡及び調整を円滑に行うこと。

(2) 業務の進行及び協議

受注者は、契約締結後速やかに、業務の実施体制、制作工程及びスケジュール等について発注者と協議し、その内容を踏まえて業務を実施すること。

また、業務の進捗状況について適宜発注者に報告するとともに、制作工程又はスケジュール等に変更が生じる場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

(3) 制作過程における確認

受注者は、キャラクターの企画・設定、キャラクターデザイン及び各種イラストの制作に当たり、発注者と十分に協議し、その確認を受けながら業務を進めること。

キャラクターデザインの制作に当たっては、ラフデザインを作成し、発注者の確認を受けた上で最終デザインを決定すること。

活用イラスト及びSD（デフォルメ）イラストについても、その内容、表情、ポーズ、衣装、構図等について、発注者と協議の上制作すること。

(4) 修正等への対応

受注者は、制作過程における発注者との協議及び確認の結果、修正等が必要となった場合は、発注者と協議の上、必要な対応を行うこと。

成果物について、発注者による確認の結果、本仕様書に適合しない事項又は不備が認められた場合は、受注者は発注者と協議の上、必要な修正等を行うものとする。

(5) 秘密保持

受注者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本業務の目的以外に使用してはならない。契約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6) 個人情報等の取扱い

受注者は、本業務の実施に当たり個人情報その他適正な管理を必要とする情報を取り扱う場合は、関係法令その他発注者が定める規定等を遵守し、適正に管理すること。

8 著作権等について

(1) 著作権等の帰属

本業務により制作されたキャラクターデザイン、イラストその他の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）のうち、受注者に帰属するものについては、成果物の納品を

もって、発注者に無償で譲渡するものとする。

成果物に係る著作権が、受注者以外の第三者に帰属する場合は、受注者は、成果物の納品までに、当該著作権を発注者に譲渡するために必要な権利を取得するものとする。

(2) 成果物の利用及び改変

ア.発注者は、本業務の成果物について、市広報誌、印刷物、市公式ウェブサイト、SNS、広告、イベント、商品その他の用途において、複製、公衆送信、展示、頒布その他必要な方法により利用することができるものとする。

イ.発注者は、成果物の利用に当たり、拡大、縮小、トリミング、文字等の付加その他利用目的に応じて必要な加工又は改変を行うことができるものとする。ただし、キャラクターの基本的なデザイン、設定その他キャラクター性を著しく損なう改変は行わないものとする。

ウ.キャラクターの色彩、形状その他デザインの取扱いに関する詳細については、本業務において作成するキャラクターデザインガイドその他発注者が別途定める使用に関する規定等によるものとする。

(3) 第三者への制作委託

発注者は、本業務の成果物を利用した印刷物、広告物、ウェブコンテンツ、商品その他の制作について、必要に応じて第三者に委託することができるものとする。

(4) 追加イラスト等の制作

ア.発注者は、本業務終了後においても、本業務により制作したキャラクターを使用した新たなイラスト、デザインその他の著作物について、受注者以外の第三者に制作を依頼することができるものとする。

イ.受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者が当該制作を行うに当たり、受注者又は本業務の制作に関与した者から別途許諾を得る必要がないよう、必要な権利を発注者に譲渡するものとする。

(5) 第三者への使用許諾

発注者は、本業務により制作したキャラクター及び成果物について、必要に応じて、個人、法人その他の第三者にその使用を許諾することができるものとする。

(6) 著作者人格権

受注者は、本業務の成果物について、発注者及び発注者が指定又は許諾する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

また、受注者以外の者が成果物の制作に関与する場合は、受注者の責任において、当該制作者から著作者人格権を行使しない旨の同意を得るものとする。

(7) 第三者の権利の侵害

ア.受注者は、本業務により制作する成果物が、第三者の著作権、商標権その他

一切の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

イ.第三者が権利を有する著作物その他の素材を成果物に使用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るとともに、本仕様書に定める成果物の利用に支障が生じないように、受注者の責任において必要な権利処理を行うものとする。

ウ.成果物に関して第三者との間に権利上の紛争が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決するものとする。

(8) 受注者等による成果物の公表

受注者又は受注者から本業務の一部を委託された者その他本業務の制作に関与した者は、発注者の事前の承諾を得た場合に限り、本業務の成果物を自らの制作実績として公表することができるものとする。

なお、受注者以外の者が成果物の公表を希望する場合は、受注者を通じて発注者の承諾を得るものとする。

9 その他

(1) 再委託

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、キャラクターデザイン、イラスト制作その他本業務の一部について、業務の適正な履行を確保できる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

なお、企画提案書において、本業務の一部を担当する者として具体的に明示され、その内容を含めて発注者が採用した者については、この限りでない。

受注者は、再委託先その他本業務の制作に関与する者に対し、本仕様書に定める秘密保持、著作権その他本業務の実施に必要な事項を遵守させるとともに、その業務の履行について責任を負うものとする。

(2) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例、規則その他関係規定を遵守するものとする。

(3) 提供資料等の取扱い

受注者は、発注者から提供を受けた資料、データその他の情報について、適切に管理するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。

また、本業務の終了後、発注者から返却、廃棄又は削除の指示があった場合は、これに従うものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。